

中部整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成20年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	富山県南砺市 (東砺波郡井口村)	10	㊦	①②	2.59	(①庄川～石川県境まで ②赤祖父ため池)
2	富山県魚津市	9	㊦	②	3.05	(養輪頭首工)
3	長野県下伊那郡阿南町	10	㊦	①②	2.12	(①天竜川流域 ②平岡ダム)
4	長野県下伊那郡阿智村 (下伊那郡浪合村)	6	㊦	①②	2.12	(①天竜川流域 ②平岡ダム)
5	長野県下伊那郡阿南町	18	㊦	①②	2.12	(①天竜川流域 ②平岡ダム)
6	長野県木曾郡大桑村	14	㊦	①②	1.90	(①木曾川流域 ②読書ダム)
7	岐阜県本巣市 (本巣郡根尾村)	35	㊦	①	3.21	(木曾川流域)
8	岐阜県本巣市 (本巣郡根尾村)	11	㊦	①	2.86	(木曾川流域)
9	岐阜県本巣市 (本巣郡根尾村)	9	㊦	①	3.61	(木曾川流域)
10	岐阜県本巣市 (本巣郡根尾村)	5	㊦	①	2.85	(木曾川流域)
11	岐阜県本巣市 (本巣郡根尾村)	26	㊦	①	3.61	(木曾川流域)
12	岐阜県郡上市 (郡上郡白鳥町)	46	㊦	①②	2.75	(①木曾川流域 ②阿多岐ダム、白鳥町阿多岐簡易水道)
13	岐阜県関市 (武儀郡板取村)	10	㊦	①	2.24	(木曾川流域)
14	岐阜県高山市 (大野郡清見村)	31	㊦	①	2.56	(神通川流域)
15	岐阜県高山市 (吉城郡上室村)	9	㊦	①	2.36	(神通川流域)
16	岐阜県高山市 (大野郡朝日村)	7	㊦	①②	2.09	(①木曾川流域 ②秋神ダム)
17	岐阜県高山市 (大野郡朝日村)	38	㊦	①②	2.09	(①木曾川流域 ②秋神ダム)
18	三重県度会郡大紀町 (度会郡大内山村)	41	㊦	①	3.14	(宮川流域)
19	三重県熊野市	5	㊦	①②	3.83	(①熊野川流域 ②七色ダム、日進小坂簡易水道)
20	三重県熊野市	4	㊦	①②	3.83	併括管理 (①熊野川流域 ②七色ダム)
21	三重県松阪市 (飯南郡飯高町)	8	㊦	①	2.79	(鈴鹿川～宮川流域)
22	三重県津市 (一志郡美杉村)	11	㊦	①②	3.01	(①鈴鹿川～宮川流域 ②君ヶ野ダム)
23	三重県熊野市 (南牟婁郡紀和町)	11	㊦	①②	3.83	(①熊野川流域 ②紀宝町鶴殿村上水道)
24	三重県熊野市	6	㊦	①②	3.83	(①熊野川流域 ②小又簡易水道)
25	三重県松阪市 (飯南郡飯高町)	6	㊦	①②	2.80	(①鈴鹿川～宮川流域 ②蓮ダム)
26	三重県松阪市 (飯南郡飯高町)	10	㊦	①②	2.80	(①鈴鹿川～宮川流域 ②蓮ダム)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。